

神奈川県生涯学習審議会 関係法令

目次

○ 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	P. 1
○ 附属機関の設置に関する条例	P. 2
○ 神奈川県生涯学習審議会条例	P. 3

○生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(平成二年六月二十九日号外法律第七十一号) (抜粋)

(都道府県生涯学習審議会)

第十条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年 3 月 28 日 条例第 5 号）（抜粋）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年 4 月法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、この条例の定めるところによる。

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

別表（第 2 条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
教育委員会	神奈川県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成 2 年法律第 71 号）第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、 <u>生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項につき教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。</u>	20 人以内

○神奈川県生涯学習審議会条例（平成4年3月31日 条例第9号）

（趣旨）

第1条 この条例は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第4項の規定に基づき、神奈川県生涯学習審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 神奈川県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の委員は、学識経験を有する者及び神奈川県議会議員のうちから神奈川県教育委員会が委嘱する。

2 学識経験を有する者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第3条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項について学識経験を有する者のうちから神奈川県教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 審議会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

（会長への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月28日条例第73号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。